

令和5年度業務改善助成金活用事例

業種	所在地	上段：最低賃金引上げ額 下段：助成額	活用内容
製造業 (食料品製造)	大館市	860円→905円(+45円) 1,750,000円	食事処へのPOSレジ、自動釣銭機等の導入 レジ対応における釣銭支払いやレシート・領収書の等の作業時間が大幅に短縮された。また、自動精算機能により閉店後の現金残高確認が不要となった。
製造業 (金属製品製造)	にかほ市	853円→898円(+45円) 1,220,000円	給与ソフト、人事ソフト及びパソコン(新規)の導入 給与ソフトの導入により現行勤怠システムとの連動により給与計算が大幅に短縮された。また、人事ソフトの導入により社員情報や異動履歴などを一元管理できることとなり、業務の簡略化を図ることができた。パソコンは今回導入した給与ソフト・人事ソフトに基づく業務を行うものとして新規導入した。
製造業 (繊維工業)	大仙市	887円→932円(+45円) 1,800,000円	2種類の特殊ミシンの導入 手作業で行っていた裾の余分な生地カットについて、導入した特殊ミシンは縫い付け作業時に生地カットも同時に行うことができ、作業時間が大幅に削減された。もう一つの特殊ミシンは微妙な加減が必要な袖口及びポケット口の縫い付け作業が一度のセットで自動的に行うことができ、作業時間が大幅に削減された。
製造業 (木材・木製品製造)	能代市	853円→913円(+60円) 1,600,000円	建具・家具製造にあたって使用する複合ポーリングマシン導入。 これまで職人により行っていた建具の円形窓のくりぬき、家具製作時のダボ穴掘りが全自動で行うことができ、作業時間が大幅に削減できた。

業種	所在地	上段：最低賃金引上げ額 下段：助成額	活用内容
建設業 (設備工事)	能代市	860円→910円(+50円) 530,000円	ポータブル電源及び空調服ベストの導入 ポータブル電源の導入により、作業現場での電源引き込み作業等の時間の短縮となった。また、空調服ベストの導入により高温室内作業における休憩時間を2時間(以前は1時間ごと)ごとにすることができ、作業時間を有効に使うことができるようになった。
農協・林業 (農業法人)	鹿角郡	853円→898円(+45円) 210,000円	管理機(ミニ耕うん機)及び刈払機の導入 手作業で行っていた畝と畝の間の除草作業を管理機と刈払機による機械作業とすることにより作業時間を短縮することができた。
宿泊・飲食サービス業 (旅館・ホテル)	鹿角市	870円→931円(+61円) 2,300,000円	スチームコンベクションオーブンの導入 「焼く・炊く・煮る・ゆでる・蒸す・炒める・揚げる」の調理工程がこの調理機に集約され、また、誰でも簡単に操作できることから、調理の提供時間が大幅に短縮された。
宿泊・飲食サービス業 (旅館・ホテル)	雄勝郡	870円→960円(+90円) 2,400,000円	大型除雪機の導入 豪雪地域であり、毎朝重機(ホイロローダー)による除雪を行っていたが、日中に積もった雪の除雪は従業員の手作業によるものであった。除雪機を導入することにより手作業の除雪作業が大幅に削減できた。
宿泊・飲食サービス業 (飲食店)	湯沢市	853円→897円(+44円) 800,000円	食器洗浄機の導入 手作業で行っていた食器洗浄作業の時間が大幅に削減され、ホール等他の業務に回れる時間を増やすことができた。

業種	所在地	上段：最低賃金引上げ額 下段：助成額	活用内容
医療・福祉業 (一般診療所)	秋田市	936円→1,000円(+64円) 1,600,000円	セルフ精算レジの導入 現金、クレジットカードによる診療費会計が診療者の自動精算処理となり、会計業務が大幅に短縮された。また、診療終了後の診療費を締める作業も大幅に簡素化された。
医療・福祉業 (介護事業)	横手市	860円→897円(+37円) 710,000円	デスクトップパソコンの新規導入 労働者1名に1台のパソコンを提供することにより、介護者の観察記録や健康状態を即座に入力できるようになり、記録入力にかかる作業時間を短縮することができた。
運送業 (道路貨物運送)	湯沢市	876円→906円(+30円) 600,000円	温水高圧洗車機の導入 週2回、手作業で行っていた業務用トラックやワンボックスカーの洗車時間を大幅に削減することができた。
情報通信業 (インターネット付随サービス)	秋田市	885円→915円(+30円) 900,000円	商品集荷・配送用軽ワゴン車(中古車)の導入 これまで営業用乗用車で集荷・配送の対応もしていたが、専用のワゴン車の導入により、必要な時に迅速な対応ができるようになるとともに、1回の集荷・配送量も増え、労働時間の短縮に繋がった。

注：業務上汎用を使用するパソコンの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車・貨物自動車の購入を助成対象とすることができる事業者は下記の物価高騰要件に該当する場合に限りです。

<物価高騰要件に該当する事業者>

原材料費の高騰など社会的・経済的慣行の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率(売上高総利益率または売上高営業利益率)が前年同期に比べ、3ポイント以上低下している事業者。